

浜松市次世代スポーツ競技者育成事業費補助金交付要綱

(要旨)

第1条 市長は、様々な主体の参画により、浜松市内在住・在学の次世代スポーツ競技者（高校生以下のもの。以下「競技者」という。）の個性や可能性を引き出すスポーツ機会の拡大を図るため、予算の範囲内において浜松市次世代スポーツ競技者育成事業費補助金(以下「本補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当する新規事業又は拡充事業とする。なお、拡充とはその事業の効果、範囲の拡大等を指す。

- (1) 競技の普及促進を図ることを目的として行う事業
- (2) 複数の団体の競技者で行われる競技力向上（大会を除く。）に関する事業
- (3) 競技の指導者、ボランティア等の育成に関する事業

2 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 浜松市内に在住・在学している参加者が延べ20人以上いること（前項第1号、第2号の事業については、浜松市内に在住・在学している高校生以下の参加者が延べ20人以上いること）
- (2) 申請者の住所もしくは主たる事業所の所在地が市内にある、もしくは、事業の実施場所が市内であること
- (3) 第5条の収支予算計画書（2号様式）において、利益及び余剰金が発生していないこと
- (4) 市税を完納していること
- (5) 申請者が、納税義務者に対して給与の支払いをする者である場合、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること
- (6) 浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業でないこと
- (7) 政治、宗教若しくは選挙活動を目的とする事業ではないこと
- (8) 公序良俗に反する事業又は反するおそれがあると認められる事業ではないこと
- (9) 学校教育の一環として活動している団体ではないこと
- (10) 次に掲げる者のいずれにも該当しないこと
 - ア 暴力団（浜松市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員等（浜松市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - エ （法人その他の団体の場合）上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (11) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾すること

(補助金額)

第3条 本補助金の補助率は、第4条の補助対象経費の1/2以内とし、同一年度における限度額は、一事業につき100,000円、一団体につき300,000円までとする。ただし、同一の事業に対して、本補助金を受けることができるのは、第5条の申請を行った年度から3年度（第5条の申請を行った年度を含む。）までとする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げるもののみとする。

- (1) 講師等謝礼金（旅費含む）
- (2) 会場使用料
- (3) 消耗品（印刷料含む）
- (4) 保険料

(交付の申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という)は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 収支予算計画書(第2号様式)
- (3) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）
- (4) 申請者が在住する市町村の納税証明書（申請者が市外在住者の場合）
- (5) その他事業について開催を周知する資料(プログラム、パンフレット、チラシ等)

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による書類の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、補助金交付の決定通知を受けた後、対象事業が終了したときは、事業費の精算後、速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(第4号様式)
- (2) 参加者名簿（参加者の学校・住所がわかるもの）(第5号様式)
- (3) 収支決算書(第6号様式)
- (4) 領収書その他申請者が補助対象経費を支出したことを証する書類（名宛人が申請者と同一名義のものに限る。）
- (5) 事業の様子がわかる写真をまとめた資料

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による書類の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付の額を決定し、補助金交付確定通知書（第7号様式）により通知する。

(補助金の請求)

第9条 補助金交付確定通知書(第7号様式)の交付を受けた申請者は、補助金確定通知書受領後10日以内に請求書(第8号様式)を市長に提出することにより、補助金を請求することができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の規定による交付決定の変更又は全部もしくは一部の取消しをすることができる。

- (1) 申請者が法令、条例、規則又は本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 申請者が本補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業の事業運営・経理の状況を審査し、不相当と認めた場合
- (4) 補助対象事業の完了により申請者に相当の収益が生じると認められる場合
- (5) 申請者が不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (6) 第2条第2項10号に該当しないことが判明した場合

2 前項の規定は、第8条の規定による補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、前2項の取消しに係る部分に対して補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 申請者は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を浜松市に納付すること。

5 補助金の返還の請求を受け、本補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(補助金の返還)

第11条 前条の補助金の返還命令の通知は、補助金返還命令書(第9号様式)による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和5年度までの補助金に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度までの補助金に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度から令和8年度までの補助金に適用する。